

後期高齢者医療特別会計について

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく75歳以上（65歳以上で一定の障害があると認定された方を含む）の方を対象とした医療制度であり、埼玉県後期高齢者医療広域連合が保険者として医療の給付等を行い、市町村は保険料の徴収と被保険者からの各種申請等の窓口業務を行うものです。

なお、歳入歳出当初予算額は2,646,002,000円で、対前年度比14.38パーセントの増でした。以降2回の補正を行い、最終予算額を2,630,590,000円とし、収入済額2,532,442,055円で、予算額に対する収入割合は96.27パーセントとなりました。また、支出済額は2,502,266,695円で、執行率は95.12パーセントでした。予算の推移は次のとおりです。

予 算 の 推 移

(単位 千円)

区 分	当初予算額及び 補正前の額	補 正 額	合 計	備 考
当 初	2,646,002	—	2,646,002	令和4年3月17日議決
第 1 号	2,646,002	13,220	2,659,222	令和4年9月30日議決
第 2 号	2,659,222	△28,632	2,630,590	令和5年3月17日議決

歳 入

1 後期高齢者医療保険料

被保険者の保険料は、令和4年度と令和5年度の2年間の医療費等の見込額を基に埼玉県後期高齢者医療広域連合の条例により定められているもので、均等割額44,170円及び所得割率8.38パーセントです。市内に在住する被保険者の保険料の賦課は、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行い、市は保険料の徴収を行うことと法令で定められています。

保険料の収納状況は、次のとおりです。

(1) 現年賦課分

徴収区分	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
特別徴収保険料	1,315,909,300 ^円	1,315,909,300 ^円	0 ^円	100.00%
普通徴収保険料	796,046,800	785,510,000	10,536,800	98.68
合計	2,111,956,100	2,101,419,300	10,536,800	99.50

※上記の表の収入済額は、還付未済額（特別徴収保険料2,522,300円、普通徴収保険料701,500円）を含みません。

(2) 滞納繰越分

徴収区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
普通徴収保険料	15,395,750円	4,234,220円	2,527,590円	8,633,940円	27.50%

※上記の表の収入済額は、還付未済額（普通徴収保険料48,000円）を含みません。

2 繰入金

繰入金は、一般会計からの繰入金で、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金です。

事務費繰入金は、保険料の徴収等の市で行う後期高齢者医療事務に要する費用に充てるため、繰り入れたものです。保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減に伴う軽減額を県(4分の3負担)及び市(4分の1負担)で補うため、繰り入れたものです。

繰入額は、事務費繰入金が59,116,000円、保険基盤安定繰入金が337,751,753円でした。

3 繰越金

前年度からの繰越額は、13,219,423円でした。

4 諸収入

諸収入については、延滞金として296,200円、保険料還付金として3,092,970円、預金利子として271円をそれぞれ受け入れました。